

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
1	全サービス共通	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P3 1①感染症対策の強化	感染症対策について同一建物内で通所サービスを行っているような場合合同での委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施をもって取り組みとしてよいか。	事業所に実施が求められている委員会の開催や研修・訓練等の実施について、「他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない」とありますので、合同での実施も可能と考えます。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P3 ・介護保険最新情報Vol.934別紙8、P9等、衛生管理	2021/4/2
2	全サービス共通	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P10 2(1)②認知症に係る取り組みの情報公表の推進	認知症についての研修を今年度の予定に組み込まなければいけないこととなるか。	認知症の研修状況等の公表を求めるものと記載があり、研修を行うことが必須というわけではありませんが、認知症対応力の向上と利用者の介護サービス選択に資する観点から、認知症に係る取組の公表が求められています。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P10	2021/4/2
3	全サービス共通	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P4	BCP業務継続に向けた計画の策定は3年経過措置、研修や訓練の頻度について決まりはあるのか。	感染症や災害についての平常時の対応の必要性や緊急時の対応の理解を図るために定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。 訓練においては、感染症や災害が発生した際に、迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づいた、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害時のケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施してください。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P4 介護保険最新情報Vol.934別紙8のP7	2021/4/2
4	全サービス共通	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P136	4月からケアプラン、重要事項説明書等の押印欄は削除とあるが現行、署名は必要と言う解釈でよいか。各、保険者からの指示で対応することによいか。	ご認識のとおり署名が必要です。 なお、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、電磁的方法をとることができます。 押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)、介護保険最新情報Vol.934等を参考にしてください。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P136・P138 押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省) P6 ・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P5	2021/4/2
5	全サービス共通	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P159	虐待防止の3年経過措置について運営基準に定めた内容は実行しないといけないのか。委員会や担当者、研修などを管理する書式は必要か。	運営基準に定めた内容については3年間の経過措置の間に実行することが必要です。 研修については年に1回以上定期的に行うこと、新規職員採用時には研修を必ず行う事が必要です。 書式の必要性については記載はありませんが、委員会開催の内容や研修実施の内容等について記録に残しておくことが必要です。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P159 ・介護保険最新情報Vol.934別紙8のP12等、虐待の防止	2021/4/2
6	全サービス共通	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P120 会議や他職種連携におけるICTの活用	テレビ電話を利用しての担当者会議も可能か？	サービス提供事業所のICT活用状況を踏まえ、利用者の同意が得られているのであれば可能です。 トラブル防止のため、テレビ電話を活用したサービス担当者会議を行う旨を利用者に説明し、同意を取った記録を残すことが望ましいです。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P120 ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版 P111(事例掲載)	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
7	全サービス共通	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P33・P42	介護人材確保 介護現場の革新 (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担の軽減の促進 ○利用者等への説明同意について 署名押印を求めないことが可能になるが、利用者への控はどうするか。	事前に利用者又は家族等の承諾を受けた上で、控えの郵送やメール送付等にて同意した内容を保存しておくことが考えられます。 押印についてのQ&A(令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省)、介護保険最新情報Vol.934等を参考にしてください。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について ・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P5等 押印についてのQ&A(令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省) ・きゆうふさぶり 制度改正特集号 契約時の説明 参照	2021/4/2
8	全サービス共通	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P42	署名押印の見直し、電磁的記録による保存・・・本人が字が書けない場合はどうか。代替手段はどのようなものか	本人が字を書けない場合については、ご家族等に代筆(確認)を依頼し、経緯を記録に残してください。 代替手段としては、メール等でのやり取りの保存、電子署名等が考えられます。「押印についてのQ&A(令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省)」も参考にしてください。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P136・P138 ・押印についてのQ&A(令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省) P6 ・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P5	2021/4/2
9	訪問介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P37	病院間の移送は可能となったが病院→薬局→自宅は算定可能か。	「通院等乗降介助について、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点または終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に算定可能」とありますので、算定可能です。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について(P37)	2021/4/2
10	訪問介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P20	看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、2時間ルール(2時間未満の間隔のサービス提供は所要時間を合算すること)を弾力化し、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。→看取りの定義とは、医師からの口頭を記録すればよいのでしょうか。	看取りの定義とは、「医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等(以下「利用者等」という。)に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援すること」です。 看取り介護の実施に当たっては、看取りに関する指針が定められ、看取り介護に係る計画の作成がされていることが必要です。	・介護保険最新情報Vol.934別紙2、指定居宅サービス留意事項P36(看取り介護加算の説明文)	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
11	訪問看護	参考資料1—令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P144	算定要件の「理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする。」今までも報告書に実施内容を記載しているが、具体的に何を交えればよいのか？添付とあるので別紙にする必要があるのか？	必ずしも別紙にする必要はありません。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P19 ・「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月26日)」(介護保険最新情報vol.952) No.72に記載	2021/4/2
12	訪問看護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P144	算定要件の「理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加」という文言を報告書内に明記せよという意味でしょうか？	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護については、指定通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に算定できます。以上を満たす経緯を記録等で明らかにしてください。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P18	2021/4/2
13	訪問看護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P144	「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」の困難であるか否かの判断基準を知りたい。明確な判断基準はありますか？	ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合です。以上を満たす経緯を記録等で明らかにしてください。	介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P18	2021/4/2
14	訪問看護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P188 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	「9月末までの間0.1%上乘せ」の件を改定された料金表に載せるにしても、方が一期間延長になった場合、再度同意書をいただくのは避けたいです。別で発行するのであれば統一された書式、若しくは見本を頂きたいです。その場合、利用者様の同意欄が不要か必要か教えてください。口頭説明でもよいのか等。	特例的な評価が終了もしくは延長となった場合の同意書の取扱いは、現在決まっておりません。なお、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、電磁的方法をとることができます。また、押印につきましては、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする取扱いが可能です。「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省、経済産業省)」を参考にしてください。統一様式や見本が必要ということであれば、訪問看護ステーション連絡会等にて検討してください。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P5 ・押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省、経済産業省)	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
15	訪問看護	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P144	訪問看護リハ評価 提供回数等の見直し 理学療法士等が1日に2回を超えて介護予防訪問看護を行った場合50/100 を算定すると書いてあるが介護訪問看護の算定は293単位×3回算定できるか	訪問看護にて293単位×3回は、算定できません。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1日2回を超えて(3回以上)行う場合には1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。なお、当該取扱いは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連続して3回以上訪問看護を行った場合だけでなく、例えば午前中に2回、午後1回行った場合も、同様です。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P19 ・介護保険最新情報Vol.934別紙4、指定介護予防サービス留意事項P9	2021/4/2
16	訪問看護	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P144	理学療法士等が利用開始日の属する月から12月を超えてとあるが 利用開始月はいつからになるか	本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものです。	・介護保険最新情報Vol.934別紙4、指定介護予防サービス留意事項P10	2021/4/2
17	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	p82 3.(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し	②入浴介助加算Ⅱをとる方と入浴介助加算Ⅰをとる方と同一事業所で2通り出てくる場合もあるということか。	ご認識のとおりです。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について p82の3.(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し ・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P36	2021/4/2
18	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	p82 3.(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し	③自宅での入浴が到底無理な要介護者に対しても、入浴介助加算Ⅱを算定する場合は計画書を作成し、55単位いただくのか。	自身で又は介助によって居宅での入浴実施を目指さない場合、入浴介助加算Ⅱの算定は行わないものと考えます。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について p82の3.(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し ・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P36	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
19	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P81	(通所)現在、個別機能訓練Ⅰ・Ⅱ両方もしくはどちらか1つ利用している利用者はアセスメントより目標・サービス内容変更なく個別Ⅰイ。 (居宅)個別Ⅰイの場合は6表～7表説明で同意を得る移行でよいか。	(通所)訓練の対象者が全て「5人程度の小集団又は個別」となる、利用者を担当する介護支援専門員等への報告・相談の頻度が「概ね3月ごとに1回以上」と定められる等の要件の見直しがあるため、改正前の個別機能訓練Ⅰ・Ⅱ両方もしくはどちらか1つを算定しているものが直ちに各加算に該当するとはなりません。 (居宅)6表～7表の変更により、重要事項説明書も変更されるので、利用者に説明し同意を得ることが必要です。介護保険最新情報vol.740には、「介護報酬改定により介護保険サービスの利用料等が変更されることから、これに伴い重要事項説明書の変更を要することが想定されます」、重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、あらかじめ説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます」とおとりです。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について p81 (居宅) ・介護保険最新情報vol.740 ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第4条	2021/4/2
20	通所介護・地域密着型通所介護	「諮問書別紙」「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」2の2 地域密着型通所介護費のADL維持等加算	P184 ADL維持等加算	評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。とあるが、例えば2021年3月が評価期間の満了日の属する月であれば、2021年4月～2022年3月までは算定は可能という認識でよいか。	令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間です。ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象とすることができます。 A 令和2年4月から令和3年3月までの期間 B 令和2年1月から令和2年12月までの期間	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P50 ・介護保険最新情報Vol.934別紙5、地域密着型サービス留意事項P29	2021/4/2
21	通所介護・地域密着型通所介護	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P29 ADL維持等加算	初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて調整式で得られた利用者の調整済ADL利得が、一定の値以上とあるが、調整済ADL利得の算出方法の詳細はいつ揭示されるのか。	令和3年3月16日付け介護保険最新情報Vol.934で提示されました。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P48	2021/4/2
22	通所介護・地域密着型通所介護	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P29 ADL維持等加算	利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していることとあるが、算定要件が満たされていたら、利用者全員に算定して可能か。	対象者のADL利得の平均値が一定以上であり、評価対象者数が10人以上であれば、該当する対象者全員に算定可能です。算定可能人数の設定はありません。	・厚生労働大臣が定める基準十六の二 [指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)P400]	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
23	通所介護・地域密着型通所介護	「諮問書別紙」とのこと 内容は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」2の2 地域密着型通所介護費の科学的介護推進体制加算	P189 科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。とあるが、情報を記入するのはどの職種でも可能か。	可能です。	・厚生労働大臣が定める基準十六の二[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)P27] ・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P54 ・(介護保険最新情報Vol.938)科学的介護情報システム(LIFE関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について)第2の1(1)	2021/4/2
24	通所介護・地域密着型通所介護	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P4 基本報酬の3%の加算	前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間基本報酬の3%の加算を行う(※3)加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。とあるが、3%分は利用者からの料金徴収は無いという認識でよいか。	あくまでも「加算」であり、利用者からの料金徴収はありません。	・(介護保険最新情報Vol.937)令和3年3月16日付け通知「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」II	2021/4/2
25	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料2 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告の概要	P25 個別機能訓練加算	現在、個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱを算定しているが、算定内容が変更になっているが、もう一度加算の撮り直しが必要なのか。	改定後の要件を確認し、該当する場合には新たに加算を算定してください。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P41	2021/4/2
26	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P79, P80	「生活機能向上加算」通所系サービスにおけるICT活用によるリハ専門職からの助言について ①ICTの活用とは、オンラインビデオ通話等でリハ専門職と通所事業所が連携することの認識でよいか。その場合リハ専門職の評価や助言とは具体的にどのようなものか。その記録は必要なのか。現在個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定しているが計画書等は同じ様式で良いか。②外部専門職連携先を見つけるためのリハ事業所による情報公表などの取組みを進めるとあるが、具体的なイメージを知りたい。また現実的に専門職と連携できる可能性はどの程度見込まれるのか。	①ICTの例はご認識のとおりです。ICTを活用する場合は理学療法士等が利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整する必要があり、その中で評価や助言方法についても調整するものと考えます。評価や助言の内容については、個別機能訓練計画の進捗管理を行う上で必要なものと考えます。様式については様式例が改正されており、一部項目に変更があります。改正後の様式例を参照の上、作成してください。 ②現在のところ国は現実的なイメージを示していません。連携の可能性についても同様です。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P38 介護保険最新情報Vol.936別紙様式3-3	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
27	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P89	「口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)」現在口腔機能向上加算を算定しており、3ヶ月に一度口腔状態のアセスメントを実施しているが、口腔と栄養状態のいずれかの確認とあるので、同アセスメントを担当ケアマネに提供すれば要件を満たす、との解釈でよいか。	口腔状態のアセスメント実施により同加算を取得する場合、アセスメントについて一定の要件を満たすことが必要です。要件は大臣基準を確認してください。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P53 ・厚生労働大臣が定める基準(大臣基準)第19号の2ロ[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)P403]	2021/4/2
28	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P90	「栄養アセスメント加算」CHASEへの提出様式(栄養スクリーニング、アセスメント等)は所定のものを用意しているか	データの提出方法は次の2つがあります。 ・LIFEのwebサイトに直接入力し、様式作成とデータ提出を行う ・介護ソフトに入力したデータをLIFEへのCSV連携により提出 詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。 「科学的介護」 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html	・令和3年2月19日付け通知「科学的介護情報システム(LIFE)」の活用等について	2021/4/2
29	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P94	「科学的介護推進体制加算」CHASEへ提出する心身状況のデータは、ADL値、栄養状況、口腔機能、認知症の状況他の基本的な情報とあるが、所定の様式を用意しているのか。それとも様式に関わらず、先述の基本データを提出しCHASEを活用することで算定できる加算なのか。	データの提出方法は次の2つがあります。 ・LIFEのwebサイトに直接入力し、様式作成とデータ提出を行う ・介護ソフトに入力したデータをLIFEへのCSV連携により提出 詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。 「科学的介護」 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html	・令和3年2月19日付け通知「科学的介護情報システム(LIFE)」の活用等について	2021/4/2
30	通所介護・地域密着型通所介護			当該審議会資料ではないが、社保審介護給付分科会第185回資料に、CHASEへのデータ入力の省力化について「介護記録ソフトとのデータ連携」により現場への負担軽減との記載あり。この点については公言はできずも、よく知られている介護ソフトと捉えてよいのか。また、少なからずデータ提出に当りシステム投資が発生するものと思料するが、今後それに対する支援策等はあるのか。	データ連携については、厚生労働省がCSV連携に必要な標準仕様を示すものです。各介護ソフトのLIFEへの対応の有無等は異なるため、ご利用のソフトのベンダー等にお問合せください。 市としての支援策は考えていません。	・令和3年2月19日付け通知「科学的介護情報システム(LIFE)」の活用等について 2.②	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
31	通所リハビリテーション	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P46	現在利用中の12ヶ月後越えの要支援者の基本料金は、4月から減算になるのか？	令和3年4月の減算はありません。本取扱いは令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されます。	・介護保険最新情報Vol.934別紙4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について P25	2021/4/2
32	通所リハビリテーション	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P46	要支援者の基本料金は12ヶ月後から減算になるが、医師からの意見や何か書類を提出する等、通常通りの単位を算定できるような処置はあるか？	入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとします。	・介護保険最新情報Vol.934別紙4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について P25	2021/4/2
33	通所リハビリテーション	資料2 介護報酬の算定構造	P7	リハビリマネジメント加算が基本報酬に組み込まれたが、リハビリマネジメント加算(A)イを取得していれば、短期集中個別リハ加算の取得は可能か？	加算の取得はできません。リハビリマネジメント加算は「マネジメント」を、短期集中個別リハビリテーション実施加算は集中的な「個別リハビリの実施」を評価する加算であり、それぞれの加算要件は異なります。	・介護保険最新情報Vol.933 別添3-①P20-22 ・介護保険最新情報Vol.934別紙1 指定居宅サービス留意事項 P60・61	2021/4/2
34	通所リハビリテーション	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P23	リハビリマネジメント加算(A)イについて会議参加の構成員が全員出席できない時は、欠席者に照会を依頼する等、対応をしてよいか？	照会は不要ですが、回議を欠席した居宅サービス等の担当者等には、速やかに情報の共有を図ることが必要です。	・厚生労働省介護サービス関係Q&A958 ※介護保険最新情報Vol454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」問83	2021/4/2
35	通所リハビリテーション	資料2 介護報酬の算定構造	P23	リハマネジメント加算(A)イに関して、居宅訪問の実施期間はどのくらいのペースで行うべきか？一度訪問を実施後、ADLや居宅内容の変化した都度の訪問でよいのか？	訪問頻度については、利用者の状態等に応じて、通所リハビリテーション計画に基づき適時適切に実施してください。	・厚生労働省介護サービス関係Q&A960 ※介護保険最新情報Vol454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」問85	2021/4/2
36	通所リハビリテーション	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P42	R3年4月からは、重要事項説明書・契約書・個人情報取り扱いの同意書などの書類について捺印は省いてよいのか？	ご認識のとおりです。「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考に対応してください。	・「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」問1	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
37	認知症対応型 共同生活介護	参考資料1 令和3 年度介護報酬改定 における改定事項 について	3(1)⑧生活機能 向上連携 加算の見直し P79-80	生活機能向上連携加算(Ⅱ)についてですが、当ホームは医療法人で運営されていて、同一敷地内にある同法人が運営する病院(200床未満)のPT・OT・ST・医師のいずれかが当ホームを訪問して算定することを検討しています。同一敷地内であっても算定要件にある「PT・OT・ST・医師が訪問して行う場合に算定」という要件には当てはまりますでしょうか。	厚生労働省の告示の中で、病院にあつては、当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限るとありますが、同一敷地内にある事業所との連携が算定できないとの記載はありません。	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)P241	2021/4/2
38	居宅介護支援・ 介護予防支援	参考資料1 令和3 年度介護報酬改定 における改定事項 について	P52	前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合等を、利用者に説明を行うことについて、介護情報公表システムにおいて公表されるとあるが、介護情報公表システムに情報が反映されるまでは猶予されるのか、あるいは事業所で独自に資料を作成して利用者に説明しなくてはならないのか。新規の利用者に対する説明でよいのか、契約済の利用者に対しても説明することが必要か。説明を受けたことについて、文書で署名押印をいただく必要があるか。	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第4条2項には、「介護情報公表システムに情報が反映したものを説明する」や「システム反映まで猶予される」とはならないため、事業所で独自に作成し説明する必要があります。説明を行う対象は、「指定居宅介護支援の提供の開始に際し」とあるので、原則、新規の利用者ですが、「令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、「次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい」です。老企第22号には、「理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない」とあるので署名は必要です。老企第36号には、「書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用する」とあり、必ずしも書面である必要はありません。電子署名については、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。	・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第4条2項(介護保険最新情報vol.916) ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第2 3(2) ・「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」(介護保険最新情報vol.952) ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2 1(9)②ハ(介護保険最新情報Vol.934) ・「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」問6	2021/4/2
39	居宅介護支援・ 介護予防支援	参考資料1 令和3 年度介護報酬改定 における改定事項 について	P55	看取り時におけるサービス利用前の利用実績がない場合の算定について、病院入院中、契約前や居宅の届け出を出す前に亡くなくても算定できるということですか。	「モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる」とあり、契約前や居宅の届出を出す前に亡くなった場合の算定は、想定されていません。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第3 5(介護保険最新情報Vol.934)	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
40	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	2.(4)⑦ P45	②退院カンファレンスに福祉用具専門相談員が参加するのは、「必要に応じて」なので努力義務と理解して良いですか。	「退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの」とあり、退院後にスムーズに利用を図る観点から福祉用具専門相談員や作業療法士等の参加が必要な場合です。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について p.45 ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第3 14(3)①イ(介護保険最新情報Vol.934)	2021/4/2
41	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	2.(6)① P50	③「多様な主体が提供する生活支援のサービス」とは具体的にどんなものですか。	「介護給付等対象サービス以外の、例えば市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的活動によるサービス、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゆう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練など」です。	・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)3(7)④ ・「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)(令和3年3月26日)」(介護保険最新情報vol.952)	2021/4/2
42	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	2.(6)① P52	⑤特定事業所加算の見直しにおいて「利用者に説明を行う」とは、「介護情報公表システムに掲載していることを利用者に説明する」と理解して良いですか？	介護情報公表システムへの掲載を利用者に説明するものではありません。説明するのは、老企第22号のとおり「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」です。 また、基準には「指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い」とあります。基準を満たしていない場合は、運営基準減になると同時に、特定事業所加算の要件を満たさなくなります。	・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第2 3(2) ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第4条	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
43	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料3 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告	P20～	ケアマネジメントの中立性の確保の部分で、前6か月に作成したプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の貸与の各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたものの割合とは具体的にどういう事か？ また「利用者に説明する」とあるが、どのタイミングで行うのか、支援経過に記せばよいのか、書面による署名・捺印が必要なのか？ 重要事項説明書への記載が必要なのか等、教えてください。	基準によると、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」です。説明を行う対象は、「指定居宅介護支援の提供の開始に際し」とあるので、原則、新規の利用者ですが、「令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者について」も、「次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい」です。老企第22号には、「理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない」とあるので署名は必要です。老企第36号には、「書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用する」とあるとおり、必ずしも文書である必要はありません。電子署名については、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第4条2項(介護保険最新情報vol.916) ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第2 3(2) ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2 1(9)②ハ(介護保険最新情報Vol.934) ・「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)(令和3年3月26日)」(介護保険最新情報vol.952) ・「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」問6 	2021/4/2
44	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P52 2(6)①	ケアマネジメントの公正中立の確保を図る視点から、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合や同一事業者によって提供されたものの割合の説明を利用者に行うことについて契約書、重要事項説明書へ明記する必要があるか。	基準には、「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付」とあり、左記の内容は「利用申込者のサービスの選択に資する」ので、重要事項説明書に明記するのが望ましいです。	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第4条	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
45	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P52 2(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等) ②	上記の割合は毎月変動するが説明は契約時やプラン作成時に行えばいいか。割合を記載したものを利用者へ配布する必要はあるか。	老企第22号に、「前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。 ① 前期(3月1日から8月末日) ② 後期(9月1日から2月末日) なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。」とあります。 また、「文書の交付に加えて口頭での説明」とあるので、割合を記載したものを利用者へ配布する必要があります。	・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号) 第2 3(2)	2021/4/2
46	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P54 2(6)③ 医療機関との情報連携の強化	医師等からの利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画(ケアプラン)に記録するとあるが、ケアプラン作成に必要な場合に限るということか。	「利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合」です。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について別紙1、P72	2021/4/2
47	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P45	カンファレンス定義について現行、居宅関係者は3名となっているが福祉用具貸与が見込まれる場合は専門相談員(作業療法士)を入れ4名以上でないとい算定できないのか。	「福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの」とあるので、必ず専門相談員(作業療法士)を入れなければ算定できない、というわけではありません。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 14(3)①イ	2021/4/2
48	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P50	インフォーマルサービスを含む居宅サービス計画書作成について上限の決まりはあるのか。 又、契約書等へ明記していくルールがあるか。	インフォーマルサービスについての上限の記載はありません。インフォーマルサービスとは関係なく、居宅サービス計画書作成の上限は、告示(八十四イ(10))のとおりです。 また、報酬改定により、契約書等へ明記するルールの変更の記載はありません。	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号) 八十四イ(13)(10)	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
49	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P52	利用者へ半年ごとにサービス利用割合、情報公表制度において公表していることを説明すればよいのか。その際、口頭ではなく説明した記録、書面交付する必要があるか。初回サービス利用時の情報提供の際にサービス利用割合等の説明は必要か。現行であれば9月と2月でよいのか。	半年ごとにサービス利用割合、公表していることを説明すればよいではありません。 老企第22号に、「前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき十分説明を行わなければならない」とあります。 また、「理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない」とあります。ただし、老企第36号には、「書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用する」とあり、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」も参考にしてください。 サービス利用割合等の説明については、老企第22号に、「前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。 ①前期(3月1日から8月末日) ②後期(9月1日から2月末日) なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。」と記載があります。	・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第4条2項(介護保険最新情報vol.916) ・指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第2 3(2) ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2 1(9)②ハ(介護保険最新情報Vol.934) ・「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」問6	2021/4/2
50	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P53	事務配置は非常勤や多数の部署兼務の事務職員でもよいのか。	「勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要とする」と記載があります。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 7(3)(別紙1、P64)	2021/4/2
51	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P55	退院準備でアセスメントは行うがモニタリングやサービス担当者会議は行っていない状況ではあるが開催に向けケアマネジメント業務、給付管理の準備が行われていた場合に算定可能という解釈でよいのか。その際、必要な書類、記録事項があれば教えてほしい。	「モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと」とあり、こちらに該当するのであれば、算定可能です。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 5(別紙1、P63)	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
52	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P142	今回の改正で通所介護、多機能、訪問系のサービスは減算前の単位数を用いるとあるが同一建物減算で訪問介護も減算前の単位数を用いるということで良いか。福祉用具貸与はないでよいのか。	ご認識のとおりです。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P142	2021/4/2
53	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P53	逡減制のICT化の具体例を示されたい	具体例として「・当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン・訪問記録を随時記載できる機能(音声入力も可)のソフトウェアを組み込んだタブレット」が挙げられています。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 7(2)(別紙1、P64)	2021/4/2
54	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P53	事務職員配置の勤務要件(週〇日〇時間etc)	「勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要とする」と記載があります。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 7(3)(別紙1、P64)	2021/4/2
55	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P55	看取り期とする定義(医師からのターミナル診断が必要etc)	「医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者」とあるとおりです。 看取り介護の実施に当たっては、看取りに関する指針が定められ、看取り介護に係る計画の作成がされていることが必要です。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 5	2021/4/2
56	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P55	サービス調整をしたことを証明するためには?	「居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと」とあるとおりです。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 5(別紙1、P63)	2021/4/2
57	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P45	コロナ禍の中で病院からケアマネー一名でカンファレンス参加と言われたケースあり。支援経過記入でよいのか?	支援経過に記入することで算定できるわけではありません。「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等との面談以外での情報収集や電話・メールなど活用することなどにより、算定することが可能」とあります。	・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)問4	2021/4/2
58	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P56	介護予防支援の充実 委託連携加算300単位/月 が新設されるが 予防の初回加算はなくなるのか	予防の初回加算がなくなるという記載はありません。初回加算は算定できます。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 11介護予防支援 (1)(2)	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
59	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P53	事務効率化により適用件数を見直すとあり40件以上から45件とあるが ICT活用とはどういうことか ※事務職員の配置は週何日以上などあるのか 事務職員の会議への出席などの取り決めなどあるか	ICT活用の具体例として「・当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン ・訪問記録を随時記載できる機能(音声入力も可)のソフトウェアを組み込んだタブレット」が挙げられています。 また、事務職員の配置は「勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要とする」と記載があります。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 7(2)(3)(別紙1、P64)	2021/4/2
60	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P51 2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-2	算定要件(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していることとありますが、当事業所では32時間以上を常勤として、現在の主任介護支援専門員は32時間勤務の常勤です。それを要件の常勤の主任介護支援専門員を配置しているのとらえてよいのでしょうか	「常勤の従業員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)」とありますので、ご認識のとおりです。	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」第2 2(3)①	2021/4/2
61	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P54	通減性の緩和において、ICTの活用した場合居宅介護支援費 i の件数変更があるが、具体的にICTとはどのような物になるか？また、事務員の配置は労働時間などの取り決めは有るのでしょうか。	ICT活用の具体例として「・当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン ・訪問記録を随時記載できる機能(音声入力も可)のソフトウェアを組み込んだタブレット」が挙げられています。 また、事務職員の配置は「勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務を必要とする」と記載があります。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 7(2)(3)(別紙1、P64)	2021/4/2
62	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P55	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを新たに評価する。→医師会へ通達等はあるのでしょうか。	介護保険課から医師会への通達等は、今のところ予定しておりません。		2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
63	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P54 医療機関との情報連携の強化	通院時情報連携加算は要支援認定者も算定可能か	要支援認定者は算定できません。介護予防支援の加算の取扱いに掲載がありません。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について P54に★が付記されていない(P1参照) ・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 11介護予防支援	2021/4/2
64	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P53	通減制について、ICT活用または事務職員の配置を行っている場合の適用件数の見直しとなっているが、ICTはどの程度の導入で活用しているとの判断になるのか	具体例として「当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン・訪問記録を随時記載できる機能(音声入力も可)のソフトウェアを組み込んだタブレット」が挙げられています。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 第3 7(2)(別紙1、P64)	2021/4/2
65	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P188	「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。」 質問1: 当事業所の場合、居宅介護支援費(i)と介護予防支援費が対象になると思いますが9/30まで基本単位数0.1%上乘せした単位数に変更して請求する認識で良いのでしょうか？	ご認識のとおりです。	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号) 附則第12条	2021/4/2
66	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P188	質問2: 介護予防支援費は438単位数に改定されますが、これに0.1%上乘せしても四捨五入すれば単位数は変わりません。このように0.1%上乘せが反映されない場合もあると認識すれば良いのでしょうか？	「上乘せされる単位数が1単位数に満たない場合は、1単位数に切り上げて算定する」とあるとおり1単位数上乘せされます。	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号) 附則第12条 ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(介護保険最新情報vol.934) 第2(1)	2021/4/2
67	小規模多機能型居宅介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P43	小規模多機能型居宅介護を利用していない在宅介護を受ける利用者が緊急短期入所受入れと同様に小規模多機能型居宅介護の利用が可能となるという解釈でよいか。	ご認識のとおりです。	・参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項についてP43	2021/4/2

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
68	居宅介護支援・介護予防支援	『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)』の送付について』	問13	3%加算及び規模区分の特例について、通所事業所から利用者・家族への説明・同意が不要であり、介護支援専門員が説明・同意を得る必要があるのか。	介護支援専門員が説明・同意を得ることが必要だが、誰からどのように同意を得るかについては、通所事業所等と介護支援専門員でよく連携し、支援経過等に記録をすること。	・『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)』の送付について』問13 ・『新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)』に係る取扱いについて(通知) 』(20町い介第265号2020年6月17日)	2021/4/20
69	通所介護・地域密着型通所介護	『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)』の送付について』	問13	3%加算及び規模区分の特例について、通所事業所から利用者・家族への説明・同意が不要であり、介護支援専門員が説明・同意を得る必要があるのか。	介護支援専門員が説明・同意を得ることが必要だが、誰からどのように同意を得るかについては、通所事業所等と介護支援専門員でよく連携し、支援経過等に記録をすること。	・『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)』の送付について』問13 ・『新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)』に係る取扱いについて(通知) 』(20町い介第265号2020年6月17日)	2021/4/20
70	居宅介護支援・介護予防支援	『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)』の送付について』	問13	通所事業所が特例の届出を提出・受理後に居宅介護支援事業所に通知が届いた場合、いつまでに説明同意を得る必要があるのか。本来であれば利用日前に説明・同意が必要と考えるが、間に合わない場合はどのように取り扱うべきか。	サービス提供前に説明を行い、同意を得られることが望ましい。ただし、例えば4月初めのサービス利用においては、利用者へ請求を行うまでに説明を行い、4月初めから適用する旨の同意が得られていれば、算定可能。この際、誰からどのように同意を得るかについては、通所事業所等と介護支援専門員でよく連携し、支援経過等に記録をすること。	・『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)』の送付について』問13 ・『新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)』に係る取扱いについて(通知) 』(20町い介第265号2020年6月17日)	2021/4/20
71	通所介護・地域密着型通所介護	『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)』の送付について』	問13	通所事業所が特例の届出を提出・受理後に居宅介護支援事業所に通知が届いた場合、いつまでに説明同意を得る必要があるのか。本来であれば利用日前に説明・同意が必要と考えるが、間に合わない場合はどのように取り扱うべきか。	サービス提供前に説明を行い、同意を得られることが望ましい。ただし、例えば4月初めのサービス利用においては、利用者へ請求を行うまでに説明を行い、4月初めから適用する旨の同意が得られていれば、算定可能。この際、誰からどのように同意を得るかについては、通所事業所等と介護支援専門員でよく連携し、支援経過等に記録をすること。	・『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)』の送付について』問13 ・『新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)』に係る取扱いについて(通知) 』(20町い介第265号2020年6月17日)	2021/4/20
72	訪問看護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P144	算定要件の「理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする。」今までも報告書に実施内容を記載しているが、具体的に何を換えればよいのか？添付とあるので別紙にする必要があるのか？	理学療法士等が行う訪問看護については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書の取り扱いについて」別紙様式2-1(1)を作成し、訪問看護報告書へ添付してください。	・訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取り扱いについて(平成12年3月30日:老企第55号)	2021/4/20

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
73	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	2.(6)③ P54	通院時情報連携加算について、訪問診療は対象となるか。	告示に「病院又は診療所」とあるので、訪問診療は対象外です。	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)ト ・東京都福祉保健局に確認済	2021/5/21
74	通所介護・地域密着型通所介護	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	p82 3.(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し	入浴介助加算について【個別の入浴計画】の書式については国のひな形があるのか、また自由書式ならどのような要素を盛り込まなければならないのか。	「利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画」が必要であるが、「それに相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする」とあることから、通所介護計画書の様式を参照されたい。	・介護保険最新情報Vol.934別紙1、指定居宅サービス留意事項P37(別紙1の第2の7(8)イ②b ・介護保険最新情報Vol.936 別紙様式3-4「(地域密着型通所介護計画書)」 ・東京都福祉保健局に確認済	2021/5/21
75	通所介護・地域密着型通所介護	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	3.(1)⑨P81	個別機能訓練加算について機能訓練指導員の配置 加算(1)口において専従1名以上配置(サービス提供時間帯通じて配置)とあるが、当事業所では9:00~16:45サービスを提供し理学療法士を配置している。提供時間前後にこの者に他業務を兼任させることは可能か?	サービス提供時間帯以外の時間に他業務に従事することは可能です。なお、口は運営基準上配置を求めている者に加えて専従で1名以上配置する必要があることに留意が必要です。	・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」第2の2(4) ・東京都福祉保健局に確認済	2021/5/21
76	通所介護・地域密着型通所介護	資料1 令和3年度介護報酬改定の主な事項について	P29 ADL維持等加算	ADL維持等加算についてBarthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、とあるが、サービス利用中に食事や入浴を提供していない利用者の場合のBarthel Indexの食事と入浴の項目はできる能力を評価して記載してよいという認識でよいか。	通所の場合、Vitality Indexの意思疎通欄以外は任意項目のため記載ができなくても算定可能です。ただし、総論欄のADLや口腔・栄養欄は記載がないと算定できません。記載にあたっては実際の場面で評価することが望ましいですが、聞き取りでも構いません。	・ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き67頁(厚生労働省ホームページ「科学的介護」) ・東京都福祉保健局に確認済	2021/5/21
77	通所介護・地域密着型通所介護	「諮問書別紙」「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」2の2 地域密着型通所介護費の科学的介護推進体制加算	P189 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算について利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。とあるが、例えば、栄養状態の中で、検診での血液データに血清アルブミン値の記載がない場合や食事を提供していない通所事業所でのタンパク質・エネルギーや摂取量等の項目が記載できないことがあっても算定可能か。	通所の場合、血清アルブミン値の記載欄はありません。またVitality Indexの食事欄も任意項目のため記載ができなくても算定可能です。ただし、総論欄のADLや口腔・栄養欄は記載がないと算定できません。記載にあたっては実際の場面で評価することが望ましいですが、聞き取りでも構いません。	・「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第2の1(1)、別紙様式1 ・「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」問16 ・東京都福祉保健局に確認済	2021/5/21

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
78	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P56 介護予防支援の充実	委託連携加算について、委託先変更の都度算定可能か。	留意事項通知に、「委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度」とあるので、委託先に変更があった場合も、1回までは算定可能です。	・介護保険最新情報vol.934 留意事項について 11介護予防支援(2) ・東京都福祉保健局に確認済	2021/5/21
79	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P136	利用者への説明・同意等に係る見直しについて、居宅サービス計画書の確認は、署名を頂けば押印は省略可との解釈で良いか。	内閣府の「押印についてのQ&A」に、「書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない」「特段の定めがある場合を除き、契約にあたり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない」「私文書は、本人[中略]の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」という規定があるので、居宅サービス計画書へは、押印がなくても署名があれば、契約の効力に影響は生じません。	・「押印についてのQ&A(令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省)」問1 問2 ・「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業(令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)」p.15 ・東京都福祉保健局に確認済	2021/5/21
80	居宅介護支援・介護予防支援	令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)	P69 問111	前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うこととあるが、『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)』の送付について』問111の別紙では「事業者」の割合ではなく、「事業所」の割合を記載している。記載すべき割合は「事業所」の割合でよいか。	事業所です。厚労省のQ&A(Vol.3)には、『同一事業者によって提供されたものの割合』については、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち(※同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは1)、同一事業所によって提供されたものの割合」とあるので、事業所です。	・「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)の送付について 問111(介護保険最新情報vol.952) ・東京都福祉保健局に確認済	2021/5/21
81	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P52	質の高いケアマネジメントの推進について 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合の公表説明は要支援認定者・総合事業対象者についても必要か	基準に記載がないため必要ありません。	指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について	2021/5/21

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
82	通所介護・地域密着型通所介護	『令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)』の送付について』	P42 問62	<p>個別機能訓練加算について</p> <p>介護保険最新情報Vol.952(Q&A.3)「問62」にて、 『(令和3年3月までの個別機能訓練と、4月改正後の訓練とは加算趣旨が異なるので)個別機能訓練計画の見直しを行う必要がある』とあるが、この「見直し」が指す内容は何か。 「個別機能訓練計画の再作成および、利用者への説明と同意」という意味であれば、相応の時間を要するものであり、例えば、「土曜日利用の利用者A氏に対し、4月10日に計画書をお渡しし同意を得たが、4月3日利用時も計画通り機能訓練を実施している」場合、3日の訓練算定はどのように考えればよいか。 町田市報酬改定Q&AのNo.19回答において、 『改正前の個別機能訓練加算(略)が直ちに各加算に該当するとはなりません』とあるため、「計画の見直し(交付、説明、同意)」が済まなければ「加算を算定する事ができない」とも読めるが、併せて解釈をお伺いしたい。</p>	<p>「見直し」とは、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の第3(p.31-36)を参照し、個別機能訓練計画の内容を見直すことです。 なお、見直しにあたっては、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(II)算定時のモニタリング等により、直近の利用者の居宅での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居宅を訪問する必要はありません。 また、見直した結果、個別機能訓練計画の内容が変更になる場合は、個別機能訓練計画を交付(電磁的記録の提供を含む)の上、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得る必要があります。 左記の事例で4月3日から変更した個別機能訓練計画の内容で加算を算定する場合は、4月3日以前に説明し同意を得るのが望ましいです(説明・同意前のサービス提供は想定しておりません)。</p>	<p>・「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」問62 ・「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)</p>	2021/5/21
83	居宅介護支援・介護予防支援	参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P54	<p>通院時情報連携加算について。算定要件に「居宅サービス計画(ケアプラン)」に記録とあるが、支援経過などに記録してもよいか。</p>	<p>支援経過でもよいです。算定要件の「居宅サービス計画」は、居宅サービス計画書全体を指しているため(1~8表)必要などころに記録すればよいです。</p>	<p>・介護保険最新情報vol934 P72 (H12.3.1老企第36号 第3の15)</p>	2021/5/21

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
84	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(老企第55号)	別記様式2	訪問看護報告書の別記様式2-(1)について、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がそれぞれ訪問看護を行った場合、それぞれが書類を作成する必要があるか、それとも1枚にまとめて作成すればよいか。	別記様式の作成者欄が職種を選択するように書式であるため、異なる職種で訪問看護を行った場合は、職種ごとに訪問看護報告書の別記様式を作成してください。	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(老企第55号) 東京都福祉保健局に確認済 	2021/5/21
85	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(老企第55号)	別記様式2	訪問看護報告書の別記様式2-(1)について、理学療法士による訪問看護が日によって異なる場合、それぞれの理学療法士が記載する必要があるか、それとも1枚にまとめて記載すればよいか。	同一の職種であっても訪問された方が異なる場合は、それぞれ訪問看護報告書の別記様式を作成してください。	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(老企第55号) 東京都福祉保健局に確認済 	2021/5/21